

医政発 0725 第 13 号
平成 30 年 7 月 25 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、このうち、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部改正（地域医療構想に係る都道府県知事の権限の追加に関する事項、複数の医療機関の管理に関する事項、地域医療対策協議会の機能強化に関する事項並びに地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務の見直しに関する事項）及び医師法（昭和 23 年法律第 201 号）の一部改正（国等の責務に関する事項及び医療提供体制の確保等の観点からの医師の研修を行う団体等に対する要請に関する事項）については、同日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備等を行うため、本日、地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 216 号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 90 号。以下「改正省令」という。）が公布され、また、健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成 30 年厚生労働省告示第 281 号。以下「算定方法告示」という。）及び健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 282 号）が告示されたところであり、いずれも同日付けで施行されることとなります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、地域医療対策協議会の運営に関する指針（「地域医療対策協議会運営指針」）及びキャリア形成プログラムの運用に関する指針（「キャリア形成プログラム運用指針」）については、それぞれ「地域医療対策協議会運営指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知）及び「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知）により別途通知するので、本通知と併せ、その取扱いに遺漏なきようお願いします。

記

第1 医療法及び健康保険法の一部改正関係

1 地域医療構想に係る都道府県知事の権限の追加に関する事項

- (1) 都道府県知事は、病院の開設又は病院の病床数の増加（以下「病院の開設等」という。）の許可の申請があった場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設等によってこれを超えることになることを認めるときは、申請者に対し、当該構想区域において病院の開設等が必要である理由及び当該申請に係る病床が担う予定である病床機能の具体的な内容（(3)において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができるものとする。（改正法による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第7条の3第1項、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新医療則」という。）第2条の2第1項関係）
- (2) 都道府県知事が(1)の申請者に対し、都道府県医療審議会での説明を求めることができるときは、地域医療構想調整会議での協議が調わないとき、又は当該申請者が地域医療構想調整会議に参加しないこと等により協議を行うことが困難であると認められるときとすること。（新医療法第7条の3第4項、新医療則第2条の2第2項関係）
- (3) 指定都市の市長は、(1)の申請について都道府県知事に協議を行い、当該都道府県知事がこれに同意しなかったときは、申請者（新医療法第7条の2第1項各号に掲げる者に限る。）に対し、病院の開設等の許可を与えてはならないこと。（改正政令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の35関係）
- (4) 都道府県知事の勧告に従わずに病院の開設等を行った(1)の申請者から当該申請に係る病床についての保険医療機関の指定（指定の変更を含む。この(4)において同じ。）の申請があった場合に、厚生労働大臣がその申請に係る病床の全部又は一部を除いて指定を行うことができることとするとともに、保険医療機関の指定申請書の様式を一部改正すること。（改正法による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第3号、改正省令による改正後の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）様式第1号、算定方法告示関係）

第2 医療法の一部改正関係

1 複数の医療機関の管理に関する事項

- (1) 複数の医療機関の管理が可能である場合の要件の明確化
病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次に掲げる場合等に該当するものとしてその病院等の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院等を管理しない者でなければならないものとする。（新医療法第12条第2項、新医療則第9条第2項及び第3項関係）
 - ア 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合
 - イ 次に掲げる施設に開設する診療所を管理しようとする場合
 - ① 介護老人保健施設

- ② 介護医療院
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 特別養護老人ホーム
- ⑤ 軽費老人ホーム
- ⑥ 有料老人ホーム
- ⑦ 社会福祉施設

ウ 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

エ 地域における休日又は夜間の医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

オ その他次に掲げる場合

- ① 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、都道府県知事が適当と認めた場合
- ② その他都道府県知事が適当と認めた場合

(2) 申請の際の記載事項の追加

複数の医療機関を管理しようとする者が許可申請を行う際の記載事項に、(1)のいずれに該当するかを追加すること。（新医療則第9条第1項関係）

2 地域医療対策協議会の機能強化並びに地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務の見直しに関する事項

(1) 地域医療対策協議会の構成員

ア 地域医療対策協議会の構成員に民間病院の管理者その他の関係者を追加したことを踏まえ、都道府県が当該民間病院の管理者その他の関係者を構成員として選出するに当たっては、都道府県内に民間病院の団体（公立・公的病院と民間病院の双方を会員とする団体を含む。）が存在する場合には、当該団体に所属する民間病院の管理者その他の関係者を優先的に選出するものとする。（新医療法第30条の23第1項第5号、新医療則第30条の33の12第3項関係）

イ 現在、都道府県によっては、地域医療対策協議会の構成員に、必ずしも医師確保対策を協議する上で必要でない者が含まれ、その運営効率や協議内容の実効性を損なっているとの指摘を踏まえて、地域医療対策協議会に関する今般の見直しが行われることとされたことから、地域医療対策協議会の実効的かつ効率的な運営を確保するため、既存の構成員の必要性を精査し、極力人数を絞るよう見直しを行うこと。ただし、例外として、既存の構成員のうち、慎重な精査の上で特別な事情により引き続き構成員とすることが必要と認められる者については、存続させることが可能であること。

ウ イの地域医療対策協議会の構成員の見直しについては、可能な限り早期に対応することとし、遅くとも平成30年度中に完了すること。

(2) 地域医療対策協議会の協議内容

ア 地域医療対策協議会において協議を行うキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師

の能力の開発及び向上を図ることを目的とする計画)は、次に掲げる要件を満たすものとする。 (新医療法第30条の23第2項第1号、新医療則第30条の33の13第1項関係)

① キャリア形成プログラムの適用を受ける医師(③において「対象医師」という。)に対し、臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科等についてあらかじめ定められたコースに従い、原則として当該都道府県内の医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。

② 少なくとも2以上のコースが定められているものであること。

③ 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合であって例外的にこれに応じることが適当と認めるときその他必要と認めるときに、その適用を中断又は中止することができるものであること。

イ キャリア形成プログラムの運用に係るその他の事項については、「キャリア形成プログラム運用指針」によるものとする。また、既存のキャリア形成プログラムの見直しについては可能な限り早期に対応することとし、遅くとも平成30年度中に完了すること。

ウ 地域医療対策協議会において医師の派遣に関する事項について協議を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。(新医療法第30条の23第3項、新医療則第30条の33の14関係)

① 地域における医師の確保の状況を踏まえること。

② 派遣される医師の希望を踏まえること。

③ 地域医療構想との整合性を確保すること。

④ 都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、公的医療機関(新医療法第31条に定める公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。)に偏ることのないようにすること。

(3) 医師確保に関する他の会議体の取扱い

ア 現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体(へき地保健医療対策に関する協議会、専門医制度に関する都道府県協議会、地域医療支援センター運営委員会等)は、速やかに地域医療対策協議会に一本化すること。ただし、平成30年度中は、一本化に向けた移行期間として、これらの会議体が存続していて差し支えないものとする。

イ 会議体の一本化に伴い、各会議体の構成員を地域医療対策協議会の構成員に追加することは、必要性を精査した上で最小限の範囲で認められるものとして、(1)のイにより判断されるものであること。

ウ 例外として、例えばへき地への短期間の医師派遣について、実務的な調整を継続的に行う必要があるため、地域医療対策協議会の形で開催することが非効率であり、へき地診療所の管理者を含めた小規模の会議体で協議をすることが適当である場合等、医師確保に関する協議運営の効率化という今回の改正の趣旨を十分に踏まえた上で、なお既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めること。その際、親会議である地域医療対策協議会とワーキンググループとで、同一の内容について重複して協議したり、両者の構成員が重複していたりといった非効率な運営が

行われることのないよう十分留意し、また、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることは認められず、必ず、地域医療対策協議会において最終決定を行うこととすること。

エ ワーキンググループを設置した場合は、国に対して報告すること。なお、国において、地域医療対策協議会及びワーキンググループの運営状況等についてのフォローアップを行うこととしている。

(4) 地域医療支援事務と医療勤務環境改善支援事務の相互連携

都道府県又は新医療法第 30 条の 21 第 2 項若しくは第 30 条の 25 第 3 項に基づく事務の委託を受けた者は、地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たっては、相互に連携を図らなければならないものとする。具体的には、医師の派遣に先立ち、派遣先となる医療機関の勤務環境の改善を図られるよう、地域医療支援センターが医師の派遣計画を医療勤務環境改善支援センターに通知し、これに基づき医療勤務環境改善支援センターが派遣先となる医療機関に連絡を行い勤務環境改善支援を実施することや、医療勤務環境改善支援センターが、相談支援等を通じ、医師の確保に関する求めを医療機関から受けた場合に、その勤務実態等と併せて地域医療支援センターと情報を共有すること等により、両センターが連携すること。（新医療法第 30 条の 21 第 4 項、第 30 条の 25 第 5 項関係）

(5) 適正な運営の確保

国は、都道府県による改正法の施行状況について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求め、都道府県が適切に対応しないと認められる場合には、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定すること。

(6) その他

地域医療対策協議会の運営に係るその他の事項については、「地域医療対策協議会運営指針」によるものとする。

第 3 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）の一部改正関係

1 医療提供体制の確保等の観点からの医師の研修を行う団体等に対する要請に関する事項

医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合に限る。）に、あらかじめ厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこととされる団体及び医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため厚生労働大臣が特に必要があると認めるときに、必要な措置の実施を要請できることとされている団体について、厚生労働大臣がこれらの団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会医師分科会の意見を聴かなければならないものとする。（新医師法第 16 条の 8 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項、改正政令による改正後の医道審議会令第 5 条第 1 項関係）

なお、その他、医師の研修に係る今回の施行に関する内容については、別途通知する。

以上